

令和6年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）

市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方

鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）を対象とした令和6年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画を策定するにあたり、広く住民の意見を求めるためパブリックコメントを実施しましたので、その結果についてお知らせします。

1 意見募集の方法

- （1）募集期間：令和6年2月9日（金）から3月1日（金）まで
- （2）応募方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子メール又は鳥取市公式ウェブサイト
- （3）閲覧場所：本市公式ホームページでのダウンロードのほか、本庁舎総合案内所、各総合支所の窓口及び鳥取県東部圏域各町役場窓口

2 意見募集の結果

意見総数：3件（1名及び1団体）

3 主な意見の要旨と意見に対する市の考え方

第2 監視指導の実施体制等		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	収去検査で残留農薬・動物用医薬品等が検出された場合で、検出値が残留基準値を超過した場合のみ想定しているのであればそのように明記してはどうか。ただし、残留基準値に近い値が検出された場合、その都度の判断になるものと思うが、関係部局と情報共有することは有意義である。	主には残留基準値を超過した場合を想定していますが、基準値未満であっても検出値や検出された成分等を総合的に勘案してその都度対応を検討することとしています。 引き続き鳥取県と連携し、必要な関係機関・部局とも情報共有を図りながら対応していきたいと思えます。
第3 監視指導の内容		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
2	今年開催されるねんりんピックは、全国から多数の来場者が見込まれるため、弁当製造施設や食品取扱施設に対する指導強化を願う。零細な業者・施設においては丁寧な指導・支援を願う。	ねんりんピックの開催に当たっては県内外から多くの参加者が見込まれることから、令和6年度の計画で弁当製造施設に対する衛生指導を強化することとしています。また、弁当製造施設以外の食品取扱施設についても監視指導を行う予定としており、食中毒防止に向けた取組みをきめ細かく行っていきたいと思えます。
第5 情報提供及び意見交換に関する事項		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
3	「食品衛生月間の時期だけでなく」という文言の追加を歓迎する。食中毒は年間を通じて起こるため、年間を通じた広報や教育関連機関と連携した啓発活動を願う。	食中毒は年間を通じて発生していることから、食中毒の発生動向を踏まえた広報、参集やオンラインによる衛生講習、ウェブコンテンツ等による情報発信等、あらゆる手段を活用して啓発活動を行っていきたいと思えます。